

7. 認否の通知

援助を受けられるかどうかの審査結果は、ご自宅に郵送でお知らせするとともに在籍校にも通知します。

(1) 認定の場合

(認定のお知らせの時期)

- ① 当初認定受付分…7月上旬(予定)にお知らせします。
- ② 随時受付分…6月以降受付分は翌々月中旬頃までにお知らせします。

(2) 否認の場合

否認となった場合でも、その後の事情の変化により、再審査請求ができることがあります。

詳しい手続きは、否認をお知らせする手紙でご案内します。請求には期限がありますので、届きましたら早めにご確認ください。

例：審査で確認した所得の時点より後に、退職や病気療養、家族の看護・介護、勤務先の業績不振などにより、世帯の収入が大きく減った場合

令和8年度から 申請手続きや審査の方法を一部見直しています 審査をわかりやすく、手続きをやさしく、お知らせはご家庭へ

1 申請内容の確認方法を見直します

- ・他世帯からの支援額の申告が不要になります。
- ・世帯の確認は、住民票上の世帯を基本とします。
- ・所得は、申請時期に応じた年度で確認します(新規認定と継続認定で統一しました)。

※以前申請したが対象とならなかった方でも、世帯の状況によっては対象となる場合があります。

ただし、住民票上は別世帯でも、生計を同一にしている方がいる場合は、申請時の申出により確認します。

2 継続申請が原則不要になります(自動更新)

- 令和8年度に認定となった方は、令和9年度以降に継続して受給するための申請が公立中学校卒業まで原則不要
- ・変更があった場合は、その都度申請の手続きが必要です。
- ・変更がない場合でも、教育委員会で4月(新年度)と9月(後期判定)に審査を行い、その結果を通知いたします。

※9月の通知は、否認の方の方にのみ送付します。

3 申請方法・提出先が変わります

- ・申請は、原則電子申請になります。
- ・スマホやパソコンでのオンライン申請が難しい場合は、書面申請もできます。
- ・提出先は、学校から青少年・事務管理課になります。

4 通知方法が変わります

結果通知書や追加書類の案内は、学校経由で送付しておりましたが、今後は教育委員会から保護者あてに直接郵送します。

お問合せ先

高知市教育委員会 青少年・事務管理課

電話 088-823-9468

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号
高知市教育委員会 青少年・事務管理課 就学援助担当



高知市ホームページ青少年・事務管理課

申請書の提出先は教育委員会です。学校を通じた申請受付は行っていません。

令和8年度

就学援助制度のお知らせ

公立用

国公立小・中
・義務教育学校

高知市教育委員会

令和7年度3月末時点で受給していた方へ

継続申請のご案内を令和8年4月中旬に郵送しています。このお知らせではなく、届いた案内に沿って手続きしてください。

1. 就学援助制度とは

この制度は、お子さんが学校生活を送る中で、経済的な理由で困ることがないように、学用品費、学校給食費などの援助を行うものです。申請の受付、審査、認定の決定および結果のお知らせは教育委員会が行います。なお、援助の実施にあたっては、在籍状況や学校納付金の確認などのため、学校と教育委員会が必要に応じて連携します。

※ 申請内容に変更がない場合は、原則として毎年度の申請は不要です。詳しくは「5. 申請方法」をご確認ください。

2. 援助の対象となる方(高知市立小・中・義務教育学校、高知大学教育学部附属小・中学校、高知国際中学校)

- ① 生活保護を受けている方(※ 修学旅行費、医療費(学校病)のみ)
 - ② 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方
- ※ ただし、高知大学教育学部附属小・中学校及び高知国際中学校に在学する方は、学校給食費、医療費、通学費は援助の対象外です。

3. 援助の内容

項目	対象となる内容	援助額
学用品費等	学用品・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学料	小学校：15,480円 中学校：27,240円 途中認定者は月割
新入学用品費	学校等入学時の学用品・通学用品の購入費[4月認定者に限る] ※すでに新入学(準備)に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校：54,790円 中学校：60,730円
宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学料 ※キャンセル代は原則対象外。特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。	実費を支給 小学校上限額：3,690円 中学校上限額：6,210円 学年を通じて1回限り
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料及び保護者が均一で負担する額 ※参加した旅行行程分が対象(学校団体料金を適用【金券等除く】)。こづかい、キャンセル代は原則対象外。キャンセル代については、特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。)	実費を支給 小学校・中学校でそれぞれ1回限り。実施後の支給となります。
新入学準備費	中学校(義務教育学校後期課程)新入学準備の学用品・通学用品の購入費[3月中に認定期間があった者に限る] ※すでに中学校新入学(準備)に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校6年生 (来年度中学1年生) 78,730円
通学費	通学に利用する公共交通機関の運賃(原則学期定期券の購入費) (高知市立の小学校、中学校に通学する場合、下記の要件を満たす場合。ただし、鏡・土佐山・春野地区を除く。) ①片道の通学距離が、小学校(義務教育学校前期課程)4km以上・中学校(義務教育学校後期課程)6km以上であること ②校区外通学者などは除く(ただし、高知市立久重小学校・愛宕中学校(一部の区域に限る)・義務教育学校行川学園に校区外から通学する児童生徒は、上記①の距離で対象。また、浦戸小学校へ校区外通学する児童は距離の制限なく対象。) ③特別支援教育就学奨励費決定者は、上記①②の制限はない ※鏡・土佐山・春野地区に通学する場合の対象要件及び援助の額については、ホームページをご覧ください。	実費を支給※ 定期券(写)の提出必要
学校給食費	学校給食費	全額を支給※
医療費	学校病の治療費 [学校病とは…中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病などで、教育委員会が医療券を発行したもの] 学校病の治療費は、子ども医療費助成制度ではなく、就学援助制度の医療費助成が優先します。また、他の制度と重複して治療費の援助を受けることはできません。	治療費全体の3割を支給※ 生活保護世帯(保険加入なし)は全額

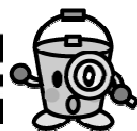
※ 高知大学教育学部附属小・中学校及び高知国際中学校に在学する方は、学校給食費、医療費、通学費については援助の対象外となります。

4. 認定の審査

認定の審査については、次の項目を審査します。

- ・世帯の構成
- ・所得の状況
- ・住居の状況
- ・居住地の確認

※ 借入状況（住宅ローン等）については審査の対象外です。



生計を同一にしている方全員の所得合計額が、認定基準額未満の世帯が対象となります。

＜審査に使う所得の年＞

就学援助は、認定する期間によって、審査に使う所得の年が変わります。

前期（4月～9月）は令和6年分、後期（10月～3月）は令和7年分の所得で審査します。

認定する期間	審査に使う所得
令和8年4月～9月	令和6年中の所得（令和7年度）
令和8年10月～令和9年3月	令和7年中の所得（令和8年度）

・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定の取り消しを行います（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。

■認定基準額未満となる所得額のめやす

（令和8年4月1日現在）

家族数	家族構成	所得額 （令和6年分）
2人	父または母（32才）・子（小1）	233万円程度
3人	父（35才）・母（32才）・子（小1）	266万円程度
3人	父または母（35才）・子（小6）・子（小1）	308万円程度
4人	父（35才）・母（35才）・子（小3）・子（小1）	329万円程度
4人	父（35才）・母（35才）・子（中2）・子（小3）	355万円程度
5人	祖母（58才）・父（35才）・母（35才）・子（小3）・子（小1）	386万円程度
6人	祖母（58才）・父（35才）・母（35才）・子（小6）・子（小3）・子（小1）	446万円程度

※ 所得額＝合計所得金額－（社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋所得金額調整控除）

■注意事項

- ① 所得額のめやすは、世帯構成や住居の状況などによる認定基準額で増減するため、世帯ごとに異なります。該当するかどうか迷われる場合はまずはお申請ください。個別の基準額や審査結果の見込みにはお答えできません。
- ② 給与収入の場合は、給与所得控除後の金額から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、所得金額調整を控除した金額となります。
- ③ 所得確認のため、所得申告を済ませてください。所得がない方や少ない方も申告が必要です。確認できない場合は審査ができず申請を却下する場合があります。
- ④ 住民票が同じ世帯の方、生計が同一の方の所得は、合算して審査します。保護者の配偶者は、別居中でも婚姻関係（内縁・事実婚を含む）があれば、生計同一と判断します。
- ⑤ 住民票上同一世帯でも生計が別の場合は、客観的な書類を申請書に添えて提出することで別世帯として扱うことがあります。申し出だけでは認められません。
- ⑥ 別住所でも生計を同一にしている方の所得は合算することができます。申請書に入力または記入し、備考欄に住民票の住所を書いてください。
 ※ 証明書類は事情により異なりますので、不明な場合は教育委員会に相談してください。
 ※ 資料の追加提出を依頼することがあります。
 ※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。

＜所得審査に関するよくある質問

Q 自分の世帯の認定基準額を教えてください

A 具体的な計算方法は、高知市青少年・事務管理課ホームページから「就学援助の認定審査方法」をご確認ください。サイトを見ることができない場合は、青少年・事務管理課へお問い合わせください。

Q 「収入がないこと」の申告は、どこでできますか

A 1月1日時点で住んでいた市町村の住民税担当課にお問い合わせください。1月1日時点で高知市に住んでいた方は、高知市市民税課(088-823-9421)が申告先となります。

Q 別居中の配偶者も世帯に含まれますか

A 婚姻関係がある場合は、別居中でも原則として生計同一と判断します。これは、法律上の扶養関係があることなどを踏まえて判断するものです。

Q 父母の一方が単身赴任等で、別住居の場合、どちらが申請すれば良いですか

A 申請児童生徒と同じ住所の方で申請してください

■審査に関係する項目について偽ったり、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

■SMS（ショートメッセージサービス）による連絡について

申請内容の確認や書類提出のお願いのため、教育委員会からSMSでご連絡することがあります。SMSは、携帯電話のキャリアごとに次の番号で届きます。※ 返信はできません。

docomo/au/Rakuten	0888239468
Softbank	247296

発信元番号
（SMS発信時に表示される番号）



5. 申請方法

(1) 申請方法

申請方法	郵送先・受付場所	受付時間
1 電子申請フォームから申請 （スマートフォンまたはPC） ※青少年・事務管理課ホームページより電子申請フォームにアクセス	どこでも申請可能	いつでも申請可能
2 書面申請 青少年・事務管理課に郵送もしくは窓口へ提出 ※申請書は青少年・事務管理課ホームページよりダウンロード、印刷していただく他、青少年・事務管理課窓口でもお渡ししています。	〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市教育委員会 青少年・事務管理課 就学援助担当宛 ※送料はご負担ください。	平日の8時30分～17時15分 （12時～13時を除く）

- ・申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になったとしても、その後に世帯の状況が変わった場合は、新たに申請する必要がありますので、ご連絡ください。
- ・なお、申請内容に変更がない場合は、公立中学校卒業までの間、再度の申請は不要です（年度自動更新）。毎年4月に審査を行い、新年度の結果通知書を郵送いたします。

(2) 添付書類（該当者のみ提出）

世帯の中に令和7年1月1日時点で市外に住居があった方（高知市外から転居してきた、高知市外に在住している、高知市外で所得の申告をされた方など）がいる場合は、次の添付書類が必要です。

令和7年度の所得（課税）証明書 ※写し可

所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（記載されていない事項があると受付できません）

※ 令和7年度の所得（課税）証明書は、発行可能となる6月中旬以降に該当の市区町村へ交付申請をしてください。

※ 先に申請書を提出し、後日に所得（課税）証明書を追加提出してください。

後期（令和8年10月～令和9年3月）判定にあたっては令和8年度の所得（課税）証明書が必要となります。審査にあたり提出が必要な方にはご案内を差し上げます。

6. 受付時期

	受付時期	認定された場合の支給開始日
当初認定 受付分	令和8年5月31日まで 郵送の場合は5月29日必着	4月1日分から支給
随時受付分	令和8年6月以降 令和9年3月25日まで	申請書を受け付けた月の1日分から支給

[※ 申請内容によっては開始日が変わる場合もあります]